

梅田駅の吹田・百済移転について

平成18年2月15日

梅田駅の移転基盤整備事業に伴い、同駅の機能を吹田信号場に移転する協議がまとめ、2月10日に五者（大阪府、吹田市、摂津市、鉄道・運輸機構清算事業本部、JR貨物）による、吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業の着手合意協定書の締結が行われました。

今後は、新しい貨物駅の開業に向けて取り組んでまいります。

1. 事業の概要

- (1) 梅田駅の貨物設備の内、約半分の機能を吹田信号場に移設し、吹田貨物ターミナル駅（仮称）を新設します。
- (2) 梅田駅の貨物設備の内、約半分の機能を百済駅に移転するため、百済駅を全面改修します。
- (3) 梅田駅の貨物設備を移転完了後全面的に撤去します。

2. 事業の経緯

- (1) 昭和62年 3月 国鉄改革法に基づく梅田貨物駅の吹田操車場跡地への移転決定
- (2) 平成11年 1月 「梅田貨物駅の吹田操車場跡地への移転計画に関する基本協定書」の締結（大阪府、吹田市、摂津市、鉄道公団、JR貨物）
- (3) 平成11年12月 環境影響評価実施計画書提出（吹田市、摂津市）
- (4) 平成17年 1月 環境影響評価書の提出
- (5) 平成18年 2月 五者（大阪府、吹田市、摂津市、鉄道・運輸機構清算事業本部、JR貨物）による、吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業の着手合意協定書の締結

3. 吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業の着手合意内容

- (1) 年間貨物取扱量100万トン以内（中継貨物を除く）
- (2) 始終着列車本数は12本以内、車両編成はコンテナ貨車26両以内
- (3) 出入りする貨物関連自動車は1000台/日以内
- (4) 貨物専用道路への進入出経路の指定
- (5) 環境保全措置の確実な実施
- (6) まちづくり可能用地処分における両市への協力

「参 考」

J R 貨物社長談話

吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業の着手合意協定書の締結について

梅田貨物駅の吹田操車場跡地への移転について、当社は鉄道・運輸機構、大阪府、吹田市、摂津市等と長年協議を重ね、移転条件等で合意に至りました。それを受けて、本日「吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業の着手合意協定書」を関係5者間で締結することができました。関係の皆様は厚く御礼申し上げます。また、開業後の施設の運営につきましても、「環境保全のための措置」を誠実に履行し、「調整会議」におきまして約束した事柄についてきちんと対応いたします。

「景気は関西から」と言われるように、関西地区は日本の産業・経済の中心地です。物流を活性化することは、産業・経済のみならず、そこに暮らす人々の暮らしを豊かにすることにもつながります。吹田地区に近代的な貨物ターミナルを設置することを通じて、環境にやさしい鉄道貨物輸送がその役割を果たしていきたいと思います。